

2026-2027 年競技規則改定通知および伝達講習会における質疑応答

項番	質問	回答
1	ベアボウの用具について。ターゲットでは206条6(1)で削除されている部分があるがフィールドでは削除されていないがターゲットとフィールドでは用具のルールが異なるのか。	該当部分はターゲットとフィールド共通の部分となりますので同じ規則が適用されます。改定漏れとなりますので削除いたします。
2	小中高校生のカテゴリー追加について。108条ではこれらの種目がなく10項において「国内競技会においては、小学生・中学生・高校生の部門を設けるなど開催要項等で制限することができる」と記載があり、制限することができるだけであり正式な種別ではないと解釈できます。ところが、第110条（カテゴリー）の一覧表には入っています。種別に入っていないが、カテゴリーに入っているのはなぜか。	108条の種別はWAの種別(Classes)に合わせて記載されています。ただ、国内の競技会においてこの種別に限らない場合があることをふまえて種別を追加(例えば高校生であれば年齢の上限だけでなく下限も存在します)することが可能である、というのが10項の意味となります。そのため、改正前のままでも運用可能ではありますが、今回カテゴリーに追加したのは国内の全国大会において小学生・中学生・高校といったカテゴリーが一般的に存在していることから明文化したものです。なお、10項の「制限」という文言は種別の範囲が狭くなる表現のため「指定」と訂正いたします。
3	審判講習会の報告書等の様式は作成されますか？	施行が2027年4月1日となりますので、それまでに連盟の方で作成して配信いたします。
4	205条2(3)のサイト調整の助けになるソフトウェアを実行するモバイル機器の「サイト調整の助けになるソフトウェア」とは、具体的にどんなソフトの事か。	矢の的中位置や風向きなどの情報を入力することで適正なサイト変更量を算出するなどのソフトウェアが考えられますが、WAではシューティングライン上での的中位置を確認するためにモバイル機器のカメラなどを使用することが例として挙げられています。 https://extranet.worldarchery.sport/documents/index.php/Rules/Interpretations/English/2021-2023/2023_-_15_April_-_Tablet_use_as_a_scope.pdf
5	207条9項の行射の順番にあたる競技者のみがシューティングラインに立つことができる、は232条2とは明確に表現が変えてあり、一般競技会では、車椅子競技者であっても残ってはいけないという結果になるか。	いえ、今回の改正でパラ選手に関する規定を集約したため、207条の該当部分も232条2項に移動したということになります。よって、これまで通り移動が困難な選手はシューティングライン上に残っていただいて構いません。
6	中学生が18mの競技会に出るとどうなりますか。	公認競技扱いではなくなりますので競技会報告システムでは除外していただく必要がありますが、大会自体の出場は可能です。
以降は伝達講習会以降に個別で質問をいただいた内容となります。なお、重複質問については除外しております。		
7	204条6項(1)で「製造業者によって・・・取り付けは許されない。」が削除されました。これは、12.2cmのリングを通ればVパーブロックであっても、どこに装着してもよいとの解釈でよろしいでしょうか？	はい、改正後のルールにおいては12.2cmのリングを曲げることなく通り抜けること、照準の補助にならないこと、の2点になりますので、照準の補助とみなされない場所でリングを通り抜けられるのであれば装着可能です。
8	304条に関して、ブッシングやウェイトをつけるための穴ではない場所に、ダンパーやウェイトを付けている弓を散見しますが、これはルールに抵触しないのでしょうか？	はい、改正後のルールにおいては12.2cmのリングを曲げることなく通り抜けること、照準の補助にならないこと、の2点になりますので、照準の補助とみなされない場所でリングを通り抜けられるのであれば装着可能です。
9	105条3項で審査員という言葉が使われていますが、これは審判員の事ですか？なぜ、審査員というのでしょうか。教えてください。	該当部分は審判員が正しい表現となります。誤字となりますので審判員と読み替えていただければと思います。競技規則については訂正いたします。申し訳ございません。
10	208条5(1)a-iについて、10点の数はインナー10を含まないという認識でよいのか。	改正作業時にWAに問い合わせたところ競技会内で統一されていればどちらでも構わないという回答をもらっています。なぜならX数が同数であるため、次に比較する10点数はインナー10が含まれていても含まれなくてもどちらでも同じ結果になるためです。ただし、ianseoシステム上はXを含まない10点数で算出されますので、連盟としては今のところ10点数はインナー10を含まない数で計算する運用を予定しています。
11	208条6項について「マッチ戦の規定本数」にシュートオフの本数は含まれないという認識でよいのか。 規定本数の素点平均点が同じ場合、一方の選手がシュートオフまで進んでいて、もう一方の選手はシュートオフには進んでいない場合、シュートオフまで進んだ選手を上位としたのでよいのか。 規定本数の素点平均点、シュートオフの素点平均点ともに同じ場合は同順位としてよいのか。	順位決定において最初に計算する素点平均点にシュートオフは含まれませんのでご認識の通りです。規定本数の素点平均点による順位付けで同点となった選手がいた場合、その選手同士だけシュートオフの素点を含めた平均点を再計算して比較します。シュートオフを行わなかった選手は規定本数の素点平均点をそのまま使用して比較します。それでも同点だった場合は同順位となります。 WAの条文のみではわかりづらいため該当条文に補足を追加いたしました。
12	第208条6項について”敗退したマッチ戦の規定本数の素点平均点”とありますが”規定本数”とは、なにを指示していますか？単純にそのマッチ戦の矢1本の平均点とは異なるのでしょうか？それとも、表現方法の違いでしょうか？	単純に「マッチ戦で行射した矢」という表現をするとシュートオフの矢も含まれるという解釈になってしまいますので表現が分かれています(WAではregulation arrowとshoot-off arrowで分かれていますのでそれに準拠した表現です)。例えばリカーブやベアの個人であれば最短3セット(9本)最長5セット(15本)まで、コンパウンドであれば5エンド(15本)までに行射した矢の数が規定本数となります。種目や勝敗決着のセット数により本数は異なりますのですべてまとめた表現としてお考えいただければと思います。